

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年7月1日

【会社名】 西松建設株式会社

【英訳名】 Nishimatsu Construction Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高 瀬 伸 利

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

【電話番号】 03(3502)0232

【事務連絡者氏名】 管理本部副本部長 兼 総務部長 本 多 一 藏

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

【電話番号】 03(3502)0232

【事務連絡者氏名】 管理本部副本部長 兼 総務部長 本 多 一 藏

【縦覧に供する場所】 西松建設株式会社 西日本支社  
大阪市中央区釣鐘町二丁目4番7号  
西松建設株式会社 中部支店  
名古屋市東区泉二丁目27番14号  
株式会社東京証券取引所  
東京都中央区日本橋兜町2番1号

## 1【提出理由】

2021年6月29日開催の第84期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2021年6月29日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

##### 1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 105円

総額 5,743,574,550円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

##### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 5,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

#### 第2号議案 定款一部変更の件

株主の皆様への利益還元を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当ができる旨を定める。

#### 第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。）として、高瀬伸利、一色真人、河埜祐一、澤井良之、瀨田一豊を選任する。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役として、鈴木乃里子を選任する。

#### 第5号議案 取締役等（監査等委員である者を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

2016年6月29日開催の第79期定時株主総会において決議された取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額（年額360百万円以内）とは別枠として、新たな株式報酬を取締役（監査等委員である者、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。）及び執行役員に支給する。

なお、会社提案による第6号議案「特定株主グループによる株式買増しの中止等要請に関する株主意思確認の件」につきましては、2021年6月2日付プレスリリース「当社第84期定時株主総会付議案の一部取下げに関するお知らせ」のとおり、取締役会決議に基づき同議案を取り下げました。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	決議結果(賛成比率)
第1号議案 剰余金処分の件	454,894	1,277	0	可決 (99.46%)
第2号議案 定款一部変更の件	455,553	620	0	可決 (99.60%)
第3号議案 取締役(監査等委員である者を除く。)5名選任の件				
高瀬 伸利	345,550	110,623	0	可決 (75.55%)
一色 眞人	345,535	110,638	0	可決 (75.55%)
河埜 祐一	345,514	110,659	0	可決 (75.54%)
澤井 良之	345,403	110,770	0	可決 (75.52%)
濱田 一豊	333,465	122,708	0	可決 (72.91%)
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件				
鈴木 乃里子	454,564	1,607	0	可決 (99.39%)
第5号議案 取締役等(監査等委員である者を除く。)に対する業績連動型株式報酬制度導入の件	453,885	2,287	0	可決 (99.24%)

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- (1) 第1号議案及び第5号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
- (2) 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
- (3) 第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 第6号議案は、議案の上程を取り下げたため、議決権数の集計をしておりません。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日の出席株主の一部による各議案への賛否のうち当社が確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日の出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。